

法令情報の適用範囲を太字青記に、ポイントとなる部分を網掛け表示します>
環境関連法規制等の動き 2022年2月(2022.1.25～2022.2.21)

法令情報

1-1. 毒物及び劇物指定令の一部を改正する政令 <政令第36号>(2022.1.28公布、2022.2.1施行)

-2. 毒物及び劇物取締法施行規則の一部を改正する省令 <厚生労働省令第17号>

12月号の意見募集1が公布されました。4-メチルベンゼンスルホン酸及びこれを含有する製剤(ただし、4-メチルベンゼンスルホン酸5%以下を含有するものを除く)が新たに「劇物」に指定、[(2-カルボキシラトフェニル)チオ](エチル)水銀ナトリウム(別名チメロサル)0.1%以下を含有する製剤が毒物指定から劇物指定へ変更され、1,2-ジ(2-{4-[2-(2-メチルプロポキシ)カルボニル-2-シアノエチル]フェニルチオ}エトキシ)エタン及びこれを含有する製剤が劇物指定から除外等されました。

当該物質を取扱う事業者等にはご注意ください。

<参考>電子政府 <https://public-comment.e-gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=PCM1040&id=495210300&Mode=1>

2-1. 労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令 <政令第43号>(2022.2.18公布、2022.3.1施行)

-2. 簡易ボイラー等構造規格の一部を改正する件 <厚生労働省告示第41号>(同上)

バイオマス燃料を活用したバイオマスボイラー普及のための改正です。今般、一定規格以下の木質バイオマス温水ボイラーについて、その危険性の程度から「簡易ボイラー」の区分の規制を適用しても安全上問題ないことが確認されました。これを受けて、前記の温水ボイラーが製造時等の検査・検定等の規制対象となる「ボイラー」から除外され、「簡易ボイラー」として規定されました。

当該製品に適用されます。

<参考>電子政府 <https://public-comment.e-gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=PCM1040&id=495210321&Mode=1>

法令検索 <https://elaws.e-gov.go.jp/>

一般情報

1. 産業廃棄物の排出及び処理状況等(2019年度実績)について (2022.2.15 環境省)

2019年度の産業廃棄物の総排出量は3.9億t(前年度比+7百万)、再生利用、減量化実施後の最終処分量は9百万t(同+3万t)といずれも増加しました。種類別排出量では、汚泥1.7億t(同+3百万)、動物のふん尿8千万t(同+30万)、がれき類6千万t(同+260万)の順で多く、3種で総排出量の8割を占めました。

<参考>環境省ホームページ <http://www.env.go.jp/press/110498.html>

2. 産業廃棄物の不法投棄の状況(2020年度)について (2022.1.25 環境省)

2020年度の新規不法投棄事案の発生件数は139件(前年度比▲12)、新規不適正処理事案の発生件数は182件(同+42)、年度末不法投棄の残存量は1567万トン(同+5万)でした。不法投棄事案の実行者で最も多かったのは排出事業者によるもので60件、全体の約40%を占めました。また、廃棄物の種類で見ると、件数では、がれき類が最も多く52件、全体の約40%を占め、投棄量では、建設混合廃棄物が最も多く1.8万t、全体の約35%を占めました。

<参考>環境省ホームページ <http://www.env.go.jp/press/110443.html>

3. 2021 年度「グリーン購入法」及び「環境配慮契約法」基本方針説明会の Web 開催について

(2022. 2. 17 環境省)

題記法の趣旨や基本方針等について、国の各機関、地方公共団体及び関係事業者等を対象とした説明会が Web セミナー方式（ウェビナー）で 3 月中に 3 回開催されます。また、説明会の全日程終了後に、環境省 YouTube チャンネルにて説明会の録画映像が公開される予定です。

〈参考〉環境省ホームページ <http://www.env.go.jp/press/110552.html>

意見募集情報

1. 労働安全衛生規則等の一部を改正する省令案に関する意見募集について (2022. 2. 17 厚労省)

今回、化学物質による健康障害を防止するため、事業者が自律的な管理を行うことを基本とする仕組みへ見直す改正が行われます。具体的には、事業場における化学物質に関する管理体制の強化、SDS等による情報伝達や容器ラベル表示の強化並びにリスクアセスメントに基づく自律的な化学物質管理の強化等の対応が追加されます。厚労省は、2022. 3. 18まで意見募集を行っています。

〈参考〉電子政府 <https://public-comment.e-gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=PCMMSTDETAIL&id=495210438&Mode=0>

2. 「一定の限度を超える大きさの振動を発生しないものとして環境大臣が指定する

圧縮機を定める告示（案）」に関する意見募集について (2022. 2. 23 環境省)

2021. 12. 24に公布された改正振動規制法施行令(1月号参照)の施行に向けての対応です。圧縮機の定格出力が 7.5kW 以上で、工場及び事業場での通常稼働において当該機器から5メートル離れた地点における振動が60デシベルを超えず、圧縮方式がスクリー式の圧縮機を環境大臣が指定するものとし、法の規制対象外とします。環境省は、2022. 3. 25まで意見募集を行っています。

〈参考〉電子政府 <https://public-comment.e-gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=PCMMSTDETAIL&id=195210090&Mode=0>

以 上